

## 高次脳機能障害を持つ方の家族交流会

高次脳機能障害者のご家族の皆様、集まって気持ちを話し合ってみませんか？  
日々の生活の中での工夫や心がけていることについて、情報交換をしましょう。

- ◆日時 11月16日(月)  
午前10時～11時30分
- ◆場所 仙台保健福祉事務所  
(塩竈市北浜4丁目8-15)
- ◆対象 高次脳機能障害者のご家族
- ◆参加費 無料
- ◆申込期限 11月9日(月)
- ◆申込・問い合わせ先  
仙台保健福祉事務所 母子・障害第二班  
☎365-3153

## ポリテクセンター宮城 公共職業訓練受講生募集

- ◆実施会場 多賀城実習場
- ◆募集科名(定員)
  - ①電気・通信施工技術科(15名)
  - ②ビル設備サービス科(18名)
  - ③住宅リフォーム技術科(18名)
  - ④情報ネットワーク技術科(20名)  
(企業実習付きコース、ビジネススキル講習付きコース)
- ◆訓練期間
  - ①～③ 令和3年1月22日(金)～7月16日(金)
  - ④令和3年1月22日(金)～7月26日(月)
- ◆募集期間  
11月13日(金)～12月24日(木)  
居住地を管轄するハローワーク(公共職業安定所)を通じて申し込みください。
- ◆選考日 令和3年1月8日(金)
- ◆問い合わせ先 ポリテクセンター宮城  
多賀城実習場 ☎362-2454

## 労働相談窓口のご案内

宮城県労働委員会では、賃金や勤務時間などの労働条件、退職や解雇など労働に関するさまざまな問題についての相談に対応するため、「労働相談窓口」を設置しています。

相談の内容により、他の適切な機関の情報提供や「個別労使紛争のあっせん」の紹介をします。

- ◆お気軽にご相談ください。
- ◆宮城県労働相談窓口(専用ダイヤル)  
☎214-1450



## 情報コーナー

### 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

11月12日(木)から18日(水)までの全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間にあわせ、仙台法務局及び宮城県人権擁護委員連合会では、時間を延長して相談電話を開設します。

夫やパートナーからの暴力やストーカー行為、職場でのセクシュアル・ハラスメント、家族間での問題など、様々な人権問題について、人権擁護委員が電話相談に応じます。  
相談は無料で、予約は不要です。秘密は固く守ります。

- ◆開設日時  
11月12日(木)～18日(水)  
午前8時30分～午後7時  
土曜日・日曜日は午前10時～午後5時
- ◆相談電話  
☎0570-070-810(ナビダイヤル)
- ◆問い合わせ先  
仙台法務局人権擁護部 ☎225-5743

### 11月は「児童虐待防止月間」です

いちはやく  
「189知らせて守る こどもの未来」

～児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。  
あなたのお電話で救われる子どもがいます～

あなたの連絡、相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

いちはやく  
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

※お住いの地域の児童相談所につながります。

### 新型コロナウイルスに関する東北財務局 相談ダイヤル

新型コロナウイルスに関する金融機関の窓口のご照会や、お取引に関してのお問い合わせ、ご相談を電話やファックスにより受け付けています。

- ◆受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～5時
- ◆受付電話 ☎0120-917-993  
FAX261-1796  
(連絡が取れる電話番号を明記してください。)
- ◆問い合わせ先 東北財務局☎263-1111

# 国民年金だより

## 年金の『未納』『未加入』『免除』期間がある60歳以上の方へ

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて受け取る年金額が少なくなってしまいます。

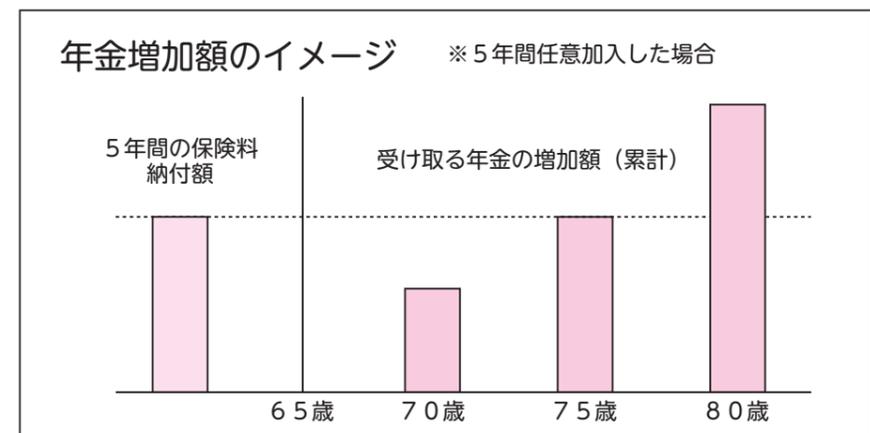
納付済み期間が不足し、老齢基礎年金を満額受給できない場合などで、年金額の増加を希望する時は、本人の申し出により国民年金保険料(令和2年度は16,540円)を納めることができる『任意加入制度』があります。

### 任意加入の条件は？

- 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- 老齢基礎年金を繰り上げて受給(65歳前に年金を受給)していない方
- 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
- 厚生年金保険に加入していない方
  - ・外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。
  - ・年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。

### 任意加入によるメリットは？

- 65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。
  - ・納付月数が多くなるほど65歳からの年金も多く受け取れます。
- 万が一の際にも備えられます。
  - ・一定の要件を満たせば、加入期間中に、思わぬ事故や病気で障害が残った時に障害基礎年金、一家の働き手が亡くなった時には遺族基礎年金が受け取れます。
- 長生きするほど、生涯に受け取る年金額が多くなります。
  - ・65歳から年金を受けとった場合、75歳を超えると、任意加入で納めた保険料の総額に見合う年金を受け取ることができます。



- 納めた保険料は社会保険料控除の対象となります。
  - ・健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

### 手続きの際に必要なものは？

- 年金手帳又は、基礎年金番号通知書
  - 預貯金等通帳、印鑑(金融機関届出印)
- ご不明な点は年金事務所又は、住民生活課まで問い合わせください。

◆問い合わせ先 仙台年金事務所 ☎224-0891 住民生活課 ☎341-8512